

○広島県立図書館管理運営規則

昭和六十三年十月二十七日教育委員会規則第七号
令和三年三月十二日改正

広島県立図書館管理運営規則を次のように定める。

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年十月二十七日教育委員会規則第七号）の一部を改正する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この教育委員会規則は、広島県立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 運営

第一節 総則

（開館時間）

第二条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日並びに十一月三日
午前九時三十分から午後五時まで
- 二 火曜日から金曜日まで
午前九時三十分から午後七時まで

2 前項の開館時間は、教育長がやむを得ない理由があると認めるときは、臨時に変更することができる。

（休館日）

第三条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（十一月三日を除く。）
- 二 月曜日
- 三 十四日以内を限り教育長が定める特別整理を行う日
- 四 一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日まで

2 教育長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

3 第一項第三号の規定により休館日を定めたときは、公告するものとする。

（入館の制限等）

第四条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒むことができる。

- 一 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者
- 二 図書館の施設、設備又は図書館資料を毀損し、汚損し、又は亡失するおそれがある者
- 三 前各号に掲げる者のほか、他の者に迷惑を及ぼすおそれがある者

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、図書館資料の利用の一部若しくは全部の中止若しくは停止を命じ、又は退館を命ずることができる。

- 一 前項各号のいずれかに該当するに至った者
- 二 この規則その他の規程に違反した者
- 三 館員の指示に従わない者

四 前各号に掲げる者のほか、図書館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者
(利用の制限をする図書館資料)

第五条 教育長は、人権の侵害等により利用に供することが不相当と認められる図書館資料の利用の制限をすることができる。

(禁止行為)

第六条 何人も、館内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 行商その他これに類する商行為
- 二 寄附の募集及び保険の勧誘
- 三 宣伝その他これに類する行為
- 四 広告物の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置
- 五 前各号に定めるもののほか、図書館の適切な管理運営のため必要なものとして教育長が定める行為

2 館内において、次に掲げる行為をしようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

- 一 多数の者を集めて図書館の施設、設備又は図書館資料を利用すること。
- 二 図書館の施設又は設備を使用して行う視察、研修又は見学

(損害賠償)

第七条 図書館の施設、設備又は図書館資料を毀損し、汚損し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。

第二節 図書館利用カードの交付

(図書館利用カード)

第八条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、図書館利用カード(以下「利用カード」という。)の交付を受け、利用の際これを館員に提示しなければならない。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用カードの交付を受けようとする者は、利用カード申込書を教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の利用カード申込書を受理し適当と認めるときは、利用カードを利用者に交付するものとする。

4 利用カードの交付を受けた者は、その氏名若しくは利用カード申込書の記載事項に変更があったとき又は利用カードを紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

5 利用カードは、これを改ざんし、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

6 利用カードの交付を受けた者以外の者が利用カードを使用し、図書館資料に損害を与えた場合は、当該利用カードの交付を受けた者もその賠償の責めを負うものとする。

(利用カードの交付を受けることができる者)

第九条 次の各号のいずれかに該当するものは、利用カードの交付を受けることができる。

- 一 県内に住所若しくは居所を有する者又は県内に所在する学校、官公庁、会社等に在学し、若しくは勤務する者
- 二 県内の地方公共団体の設置する図書館及び図書館同種施設
- 三 県内の地方公共団体の議会に附属する図書室
- 四 県内の学校図書館

五 県内の大学及び高等専門学校の附属図書館

六 その他教育長が適当と認めたもの

第三節 図書館資料の館内利用等

(利用の場所)

第十条 図書館資料を館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、図書館資料を所定の場所において利用するものとする。

(利用の手続)

第十一条 館内利用者は、書庫内の図書館資料を利用しようとするときは、図書館資料利用票の所定の欄に必要事項を記入して借り受けるものとする。この場合において、教育長は、図書館資料利用票に代わる書類として適当と認めるものの提示を求めることができる。

(レファレンス・サービス)

第十二条 学習、研究、調査その他これに準ずる業務又は活動のために必要な資料又は情報の提供を依頼しようとする者は、当該提供を求める事項を明示して、口頭、電話、文書その他の方法により、申し込むことができる。

2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する依頼に対しては、回答を行わないものとする。

一 古文書、美術品等の鑑定、法律相談、医療相談、文献の解説、翻訳、学習課題の解答その他回答することが不適当と認められる事項に係る依頼

二 著しく経費又は時間を要し、図書館の業務に支障を及ぼすおそれのある依頼

(図書館資料の複写)

第十三条 図書館資料の複写を希望する者は、教育長が別に定める範囲内で、複写を受けることができる。

(対面朗読室等の利用)

第十四条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）第二条第一項に規定する視覚障害者等で教育長が必要と認めた者は、教育長の許可を得て、対面朗読室等を利用して対面朗読を受けることができる。

(研究室の利用)

第十五条 館内利用者が複数で図書館資料を利用しようとするときは、教育長の許可を得て、研究室を利用することができる。

第四節 図書館資料の館外貸出し

(貸出しの手続)

第十六条 図書館資料の館外貸出しを受ける者は、貸出しを受けようとするときは、必ず館員に利用カードを提示しなければならない。ただし、利用カードの提示に代わるものとして教育長が適当と認める手続を行ったときは、この限りでない。

2 国立国会図書館及び他の都道府県に所在する図書館への貸出しについては、前項の規定にかかわらず、必要に応じて図書館資料を貸し出すことができるものとする。

3 教育長は、図書館の管理運営上必要と認められる範囲内において貸出しの手続の特則を定めることができる。

(貸出しをしない資料)

第十七条 次に掲げる図書館資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 一 参考図書
- 二 郷土資料
- 三 新聞及び雑誌
- 四 官報及び公報類
- 五 第二十一条の規定により寄託を受けたもの（館外貸出しについて寄託者の承諾のあるものを除く。）
- 六 その他教育長が館外貸出しを不相当と認めたもの

(個人への貸出し点数等)

第十八条 第九条第一号に規定する者が貸出しを受けることのできる図書館資料の数は、一人につき十点以内とする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 図書館資料の貸出期間は、貸し出した日から三週間以内とする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 貸出しを受けた図書館資料は、他人に転貸してはならない。

(個人貸出しの特例)

第十九条 第九条第一号に規定する者のうち次のいずれかに該当し、来館することができないと教育長が認めた者は、郵送により貸出しを受けることができる。

- 一 身体障害者、病気療養者又は高齢者
- 二 身体障害者、病気療養者又は高齢者を介護する者
- 2 前項の場合において、図書館資料の貸出期間は、前条第二項の規定にかかわらず、郵送に要する期間を含めて三十日以内とする。ただし、教育長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(図書館間相互貸借)

第二十条 第九条第二号から第六号までに規定する図書館等（以下「県内公共図書館等」という。）は、利用者の求めに応じ、別に定める図書館間相互貸借の利用手続により貸出しを受けるものとする。

- 2 県内公共図書館等は、第十七条の規定にかかわらず、次に掲げる資料の貸出しを受けることができる。
 - 一 参考図書（教育長が特に定めるものを除く。）
 - 二 郷土資料（教育長が特に定めるものを除く。）
 - 三 新聞（原紙を除く。）及び雑誌
- 3 貸出しを受けることのできる図書館資料の点数は、当該図書館等の必要に応じ、教育長が必要と認めた点数とする。
- 4 図書館資料の貸出期間は、郵送に要する期間を含めて三十日以内とする。ただし、貸出期間内であっても、教育長は、必要に応じ返納を求めることができる。

(県内公共図書館等への貸出し)

第二十条の二 県内公共図書館等は、その事業及び活動の支援を受けるため、教育長が別に定める利用手続により貸出しを受けることができる。

第五節 図書館資料の寄託

(寄託)

第二十一条 教育長が適当と認めたときは、一般の利用に供するための図書館資料として、保管の寄託を受けることができる。

2 寄託を受けた図書館資料が火災、盗難その他避けられない災害等によって亡失、汚損又は毀損した場合には、その責めを負わない。

第三章 補則

(教育長への委任)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この教育委員会規則は、令和三年四月一日から施行する。